

# リーガル・カウンセリング論主導の 法実践に関する予備的考察

——法社会学理論の動態分析に向けて——

山田 恵子

## 目次

- I 経験的研究対象としての法社会学理論
- II データ
- III リーガル・カウンセリング論への動機づけ
- IV リーガル・カウンセリング論の再解釈
- V 結語——リーガル・カウンセリング論の動態分析に向けて——

## I 経験的研究対象としての法社会学理論

### 1 リーガル・カウンセリング論の動態分析

本稿の目的は、意図的に構築された法社会学理論——とりわけ、ある理念的・規範的な法実践を提唱する法社会学理論——が、現実いかに解釈・実践され、その結果、いかなる法の変容をもたらしているかといった「法理論の動態」を検証すること<sup>(1)</sup>、そのための予備的分析を、リーガル・カウンセ

---

(1) この点は、阿部(2010)が、近時のコモンズ研究に関し、慣習的なルールのみならず、意図的な規範定立行為としてのルールをも検討対象とする必要性を指摘したことから着想を得ている。当該指摘を、「意図的規範定立行為」の法社会学的研究の必要性として拡大解釈するならば、阿部が言及した「ルール」のみならず、意図的に構築された「法社会学理論」もまた現実社会（の一部）で受容・動員・利用されるときには、一種の規範定立行為であるといえ、そうであるとすれば、当該理論がいかに解釈・実践されているかについて法社会学的に研究する必要性もまた決して低くないと思われる（無論、阿部が指摘したのは、ルール形成者と運営者が同一・近似する場合であって、

リング論（以下、LC論）<sup>(2)</sup>を素材に示すことにある。

通例的な法社会学的研究において、（提唱された）法社会学理論それ自体が実証研究の「対象」となることは殆どない<sup>(3)</sup>。法理論は通常、「（実証済みの）法的・社会的現象を説明する言説」あるいは「既存の法（社会学）理論を批判ないし代替説を提示するための言説」であって、そのとき、法理論は常に・暗黙裡に「研究者（提唱者）」側のものと仮定されている。すなわち、意図的に構築された法社会学理論の中で言及・参照される（端的に言えば、名宛人とされる）「法実務家その他社会構成員」が当該理論をいかに解釈・実践するかという問題は差し当たり、理論それ自体の問題からは捨象されるのである。

しかしながら、ある定型の実践的目的に向けて定立された法理論が、理論

---

本稿のように理論形成者と運営者が異なる場合にあつては、拡大解釈に過ぎるかもしれない。なお、こうした理論の再帰的検証の必要性を指摘したものとして、Wexler, D.B.(n.d)参照。また、上記のように「(狭義の)ルール」・「理論」を焦点化するものではないが、ある理念・技法に照らし意図的に構築された「制度」がいかに設立・運営された／ているかにつき、福岡県土地家屋調査士会「境界問題紛争解決センター(ADR制度)」を対象に緻密に検証するものとして、土屋(2005)がある。

- (2) LCについては近時、膨大な研究蓄積があり、論者によってその理論的基盤・主張内容は異なる。例えば、中村＝和田(2006:2)は、LCを「単に法的問題分析や助言に限らず、それも含めて、弁護士がクライアントのニーズに向き合い、クライアントが納得しエンパワーされるようなコミュニケーションの在り方」と過程重視の定義を行うのに対し、菅原＝下山(2007:8)は、「法律家の視点からみれば不合理な期待も、いきなり否定するのではなく、まず何が希望なのかを包み隠さず述べてもらうように努力し、その後法的な解決と相談者の求める解決とのすり合わせを行う」と結果重視の定義を行う。かかる相違の詳細な分析については、山田(2009)を参照のこと。
- (3) 尤も「法社会学理論」自体を研究対象にした研究が皆無である訳ではない。法社会的知の反省的考察に関する重要性を指摘したものとして、Sarat&Silbey(1987)、久保(2009)等がある。しかしながら、それら諸研究において多く見られるのは、当該理論を提唱当時の文脈において経験理論的に分析するという手法（歴史的分析）を基礎としつつ、法社会学的「知の役割」を経験的・批判的に検討するものである。これに対し、筆者が本稿で試みるのは、過去・現在の法社会学理論が提唱当時いかに構築されたかではなく、提唱後の現在においていかに実践されているかという、あくまで法社会学理論の「動態」に関する経験的分析であり、また「(法社会学的)知の役割」というよりは、当該理論の名宛人による「再解釈実践」に照準を当てる点で、本稿とそれら諸研究は大きく異なる。

の名宛人たる社会構成員（の一部）によって受容・動員・利用されるとき、当該法理論の目的・趣旨とはべつの密漁的な／構成員の志向に基づく様々な「解釈」を帯びるはずである<sup>(4)</sup>。無論、こうした彼女／彼らの再解釈（実践）については、提唱理論との偏差に基づき、「誤った解釈（実践）」ないし「不完全な解釈（実践）」と両断する向きもあろう<sup>(5)</sup>。しかしながら、本稿が分析対象とする LC 論を例に出すまでもなく、人々の「解釈のゆらぎ」を前提にするポストモダン以降の法社会学理論であれば格別、社会構成員による法理論の解釈のゆらぎ（再解釈）を——メタレベルの位相といえ——基本的に認めざるを得ないように思われる。さらに、この社会構成員による（いわば「誤った」理論利用に見える）再解釈実践のうちに、当該構成員の法に関わる実践的課題と法の理解が反映している可能性は少なくないのであり、当該解釈実践自体を法社会的に検討する意義は決して低くないであろう。

以上のような観点から、本稿では、「法社会学理論の再解釈」という位相に着目することで、法理論の動態分析に向けた予備的考察を、LC 論を素材に行っていくことにしたい<sup>(6)</sup>。

(4) 法——法理論ではないが——の密漁的解釈については、和田(1986)、仁木(2000)等を参照。

(5) 例えば、ある理論家が、「現在の法実務家の実践をいかにして（提唱された）法社会学理論に照合するよう再構築するか」といった問題設定に基づき、法社会学理論と法実務家の実践の偏差（実体的内容）を分析、改善策を提案したとしよう。このとき、当該理論家は、法実務家がある法社会学理論の「誤った」解釈実践を行っているとの理解に立つ。本稿はまず、この法社会学理論の「誤った」解釈という前提から決別するものである。

(6) 「法社会学理論の動態」という視角からではないが、わが国で、ある理論・技法の提唱後、当該理論・技法を基底とした実践につき検証を試みるものとして、山口(2012)がある。山口は、自主型交渉援助型調停という当事者中心型の新しい規範理論・技法を素材に、当該理念・技法に対する弁護士意識と実践（の変化）の検証を弁護士へのインタビュー調査を基に試みており、本稿の問題設定と共通する部分がある。とはいえ、本稿と山口の問題設定の前提は大きく異なっている。というのは、山口が、調査対象者らの自主型交渉援助型調停に関する認識に対し、「同じ教材に接しており、理念・スキルに関する大きな認識の違いがあるとは考えにくい」（山口 2012：115）との前提を置くのに対し、本稿はまさにこの前提自体を分析対象とするからである。本稿がかかる前提を分析対象とするのは、既に述べたように、「理論」を単にある実践

## 2 分析方法

この際、本稿では、当該LC論の再解釈に焦点を当てた分析を、LC論の主たる名宛人である弁護士および司法書士に対するインタビュー調査を手掛かりに行う。また、再解釈の位相として、彼女／彼らの「LC論に至る動機」および「LCの定義」に関する説明——以下では、本位相を便宜的に「説明実践」と呼ぶ——をとりあげる。説明実践を分析対象とするのは、かかる説明がインタビューにおいては単に彼女／彼らの「心理過程」としてでなく、LC論を学習する自身の「諸状況」として語られること、これら諸状況が彼女／彼らの再解釈実践を規定している部分が少なくないと想定しうること、による<sup>(7)</sup>。

もとより、説明実践のみを分析対象とする本稿は、法社会学理論の動態分析としては勿論、LC論の動態分析としても予備的であることは言を俟たない。第1に、通常、ある理論（という思念物）に関する法実務家の理解（再解釈）はその実践的行為において表出すると考えられるところ<sup>(8)</sup>、当該理論の「再解釈」について分析するのであれば、「説明」レベルでなく、本来「行為」レベルでの再解釈——「LC論の具体的実践」——を素材とした分析を行うべきであろう（あるいは、少なくとも、インタビューの回答に表れる「実践例（LC論の具体的思念形態）」を対象とした分析をすべきであろう）。本稿における「説明実践」の分析は、今後こうした諸分析を行っていくうえで、具体的な行為実践（と説明実践の連関）を十全に理解するための前提素材を提供するに過ぎない。

第2に、今回扱うデータは、以下に示す通り、質的・量的に極めて限定的

---

の説明や理念の装置として捉えるのではなく、実践における動態を帯びるものとして捉えること——より容易に言えば、法実務家等の社会構成員が当該理論を自らの実践的目的に沿って使用し再解釈する可能性を排除しないこと——によって、理論と実践の再帰的關係を法社会的に分析する動機づけをもつからだといえる。

(7) 動機が個人の内面過程ではなく諸状況であるという点については、Burk(1935)に詳しい。

(8) こうした考え方については、Garfinkel(1991)、前田＝水川＝岡田(2007)を参照。

なものとなっている。本論文はその意味でも、今後の実証研究に向けた仮説的視点を呈示するに留まることを予め指摘しておきたい。

## Ⅱ データ

インタビューは、2012年3月に、LC論提唱者1名<sup>(9)</sup>およびLC論相当の科目を受講した法科大学院修了生である弁護士4名に対して、続く同年8月に、福岡県青年司法書士協議会リーガルカウンセリング推進委員会（以下、「LC委員会」と呼ぶ）<sup>(10)</sup>の会員6名およびオブザーバー1名の司法書士に対して、録音機器を用いて行われた<sup>(11)</sup>（【表1】）。

(9) ここでの「提唱者」とは、我が国におけるLC論の代表的論者（第一人者）を指す。

(10) リーガル・カウンセリング推進委員会は、福岡県青年司法書士協議会において、2004年に「リーガルカウンセリング研究会」として発足、2005年に「リーガルカウンセリング研究委員会」へと名称変更を経た後、2008年より、「リーガルカウンセリング推進委員会」として、主にLCに関する研究・トレーニング・広報を中心に精力的活動を行っている。本稿においては、便宜上、以上の3つ全てを統一して「LC委員会」と呼称することとする。なお、LC委員会に関する資料等につき提供下さったLC委員会の皆様には重ねて感謝申し上げたい。

(11) ご多忙の中、本調査にご協力下さった皆様に心より御礼申し上げたい。むろん当調査の計画・実施・結果の分析は全て私個人の責任であることは言うまでもない。なお、本稿での分析は、今後、LC論の再解釈の規定要因とLC論の実践的解釈との関係、LC論の実践的解釈と法実務の実体的・手続的変容（影響）の連関、LC論学習者と非学習者との差異（LC論の法実務へのインパクト）、ADR論等他関連理論の影響等に関する問題を検討していくための仮設的視点を得ることのみが目的であって、これら諸問題についての具体的分析は行われない。これらの問題については、別の機会に検証することとしたい。

【表1 調査対象者一覧<sup>(12)</sup>】

データ番号	職種	性別	年齢	業務経験年数	主な理論学習時	その他, 特記事項
B1	弁護士	男	60～64	35～39	(理論提唱者)	
B2	弁護士	男	30～34	0～4	法科大学院	兼医師
B3	弁護士	男	30～34	0～4	法科大学院	社会人経験有
B4	弁護士	女	35～39	0～4	法科大学院	兼医師
B5	弁護士	女	25～29	0～4	法科大学院	
S1	司法書士	男	45～49	5～9	LC委員会	社会人経験有
S2	司法書士	女	25～29	0～4	LC委員会	
S3	司法書士	女	40～44	0～4	LC委員会	補助者経験有
S4	司法書士	女	40～44	5～9	LC委員会	社会人経験有
S5	司法書士	女	50～54	15～29	LC委員会	補助者経験有
S6	司法書士	女	30～34	0～4	LC委員会	補助者経験有
S7	司法書士	男	45～49	5～9	LC委員会	補助者経験有

インタビュー項目は、調査の目的上、次の5項目を中心とした（【表2】）。本稿の目的の為に利用されるのは主に、RQ2のうち①LC論への動機づけ、RQ3のうち②LCの定義に関わる回答者の語りである<sup>(13)</sup>。語りの抜粋部分における〔 〕は筆者が付した注釈その他の情報を、「……」は語りの一部の省略を示している。

(12) 年齢・業務経験年数は、2012年11月時点。いずれも情報提供者の匿名性確保のため、5年きざみで記載している。

(13) 本稿では、回答者（インタビュー）の語りのみを抜粋する。したがって、質問者（インタビュアー・筆者）の回答者の語りへの寄与は明らかにされない。こうした方法論的問題については、檜村（2013：158-159）、とりわけ注(3)(4)を参照のこと。

【表2 インタビュー質問項目】

RQ1	仕事の基本的概要（対象者の基本的属性、勤務内容・形態）
RQ2	LC論の学習（動機づけ、時期、内容、その中で特に興味深かったLCの内容）
RQ3	LCの定義・実践（LCの定義、LCに関連する具体的実践例（2～4ケース））
RQ4	LC論の影響（LC論学習・適用後の変化、LC論の困難）
RQ5	その他特記すべき事項

以下ではまず、上記データを素材に、再解釈者（#B2～5、#S1～7）による説明実践（「動機づけ」および「定義」）の記述・分析を行う。その後、動機づけと定義間の連関的構造について若干の考察を行い、最後に、LC論の動態分析に向けた暫定的結論を示すことにしたい。

### Ⅲ リーガル・カウンセリング論への動機づけ

#### 1 「本来的合致」と「変化への期待」

再解釈者のデータ（#B2～5、#S1～7（計11ケース））についてその語りの形式に着目すると、LC論への動機づけは主に、(1) LCと回答者自身の志向の「本来的合致」と(2) LC論の学習を通じた法サービスの「変化への期待」という、2つの異なったパターンから構成される。以下、順次みていこう。

##### (1) 本来的合致

第1のパターンは、LC論に至る以前から、LCに通じる諸特徴が回答者自身に内在することを強調する語りの形式である（「もともと」、「そっちよりの人間」、「タイプ」）。11ケースのうち6ケースに、この語りの形式的特徴——LC論の特徴と自身の経験・性格とを密接に関連させる形の記述——がみられた。この場合、LCは、自身の過去から現在にわたる（「もともとの」）経験的世界の意味・価値を表現する（確認する／強化する）ための説明資源として利用されている。

この第1のパターンは更に、LC論の志向と回答者自身の志向の内容が①

実質的に合致する場合と、②形式的に合致する場合とに区分できる。

### ①実質的合致の場合

以下の4ケース(#B2,#B5,#S3,#S4)では、LCの具体的内容が、自身の本来の性格・問題関心と実質的に合致することが想定されている。

#### 【#S4-1】

「〔在日韓国人三世の私は、子供の頃から〕日本に住んで日本の人と仲良くもするんだけど、〔両親からは〕「ここ〔日本〕は敵地じゃないけれども、……いろんな意味でハンディとかもあるから……頑張れ」とか〔言われて〕、そういう形でちょっと捻じ曲がった部分もあるというのかな、そういう感じで育ったりしたんですよね。でも〔自分は〕子供だから、やっぱり自分はどこかでみんなと無邪気に遊んだりとか。だからちょっとなんかほんと、屈折している感じがあったんですけど、大学に入りましたと。無事に法学部に入りましたとなった時に、多分今まで頑張ってきたので、ちょっと疲れた。頑張るのに疲れたというのもあったし、なんかこう今まで勉強が出来たら馬鹿にされないうえに……思ってたんですけど、じゃあ勉強できなかったら〔在日の〕私達って馬鹿にされてもいい存在なのかなーとか。なんかでもそれっておかしい、なんか常に頑張り続けないと……社会で認められないのかな、と。で、私が何をして……そんな仕打ちをうけないといけないんだとか、いろいろこう考え出したんですよね。……〔それで、〕すごくまあ自分の心とか、他人の心とか、あと、言葉とかに興味があったんですよね。で、それで、〔大学時代に〕精神分析を学んでいうゼミ〔に入ったん〕ですけど……そういう、もともと心とか言葉のやりとりに興味があるということ〔で〕、……〔司法書士になって、新人研修でLCのことを知って、LCのことを〕もっと知りたいなーとは凄く思いましたよね。」

#### 【#B2-1】

「もともと法律でこうバツサリ決めるとか、割り切れるもんだという考えには違和感



を覚えていたので……あんまり意識してるわけではないですが、そっち〔LC〕よりの人間のようにです。」

【#B5-1】

「〔法解釈論や裁判が〕私の感覚に合わなかったというか、言い合うとか対立するのが駄目なんですよね。すごく悲しくなるというか。しかも相手を思いやらずただ言い合うみたいな、しかもその理論武装をするためにいろいろ言うというのも嫌だし。……多分、私自身があまり主人公になりたくないタイプなんですよね。だから、「私、私」みたいなのが苦手で、「私、私」みたいな感じがかつ争おうとしている人たちを見てひいてしまうのがあったので、ああ、こういうの〔LC〕いいなというか、助けるというか、ちょっとお手伝いするみたいな感覚がいいなと思って。」

【#S3-1】

「やっぱり、……〔司法書士になるまでに〕色んな〔社会人〕経験もしてる関係で、どちらかというとなりの為になる活動をしたいと思ってたので、できるだけ一所懸命に人の話をね、聴きたいという気持ちはもともとこうあったので……」

詳細な分析は省くが、いずれのケースも、回答者はまず初めに、回答者の重視する価値（「心とか言葉のやりとりに興味」、「法律でパッサリ決める……考えには違和感」、「対立するのが駄目」、「主人公になりたくない」、「人の為になる活動をしたい……」ので、一所懸命に人の話を……聴きたい）を、彼女／彼らの諸経験・性格に即して示す、という語りの構造をもっている。そして、これらの価値がLC論の実質的内容と合致するとの想定を媒介し、その結果／連関としてLCに至ったとの記述が付与されている。この類型は、LC論が彼女／彼らの個別の価値観（経験的世界）をより先鋭化させ、その個別的価値の志向を高めるがゆえに、LC論へと動機づけられたケースとして理解できよう。

## ②形式的合致の場合

他方で、LC論と他の(法的)諸理論との「形式的差異」や、LC論と回答者の志向との「形式的共通性」を、LC論への動機づけとして摘示するケースがみられる(#B2,#B3,#S2)。

### 【#B2-2】

「……もともと抽象論になると興味を失うタイプなんですよ。」

### 【#S2-1】

「〔新人研修でのLCの勉強が〕コミュニケーションだとか実際に相談を受けてみるだとか〔で〕、そこらへんが面白く感じて……もともと机で勉強するより何かしら動いた方が好き〔なので〕、面白いなあーと思って。」

### 【#B3-1】

「映画とか見ていると聞きかじりで、アメリカ人のローヤーは〔日本人のローヤーと違って〕みんなそういうの〔カウンセリングスキル〕を学んでるとか〔知って〕、〔自分は〕ちょっとアメリカかぶれのな感じもあったりして、スキルとして〔LCを〕身につけたほうがいいんじゃないかなというのが〔あって、LC論を受講しました〕。」

これらのケースでは、「抽象論になると興味を失うタイプ」, 「机で勉強するより何かしら動いた方が好き」, 「アメリカかぶれ」というように、LC論が「具体論」, 「実践論」, 「アメリカ的」といったある理論的・形式的特徴をもつことが対照的に示され(「具体論(⇔抽象論)」, 「実践論(⇔机上論)」, 「アメリカ的(⇔日本的)」), この対照的特徴のうち前者の形式的特徴が回答者自身の志向と一致すること、したがってLC論学習の動因として作用したことが示唆されている。この場合、LC論の具体的内容自体は支持されていない(保留されている)点で、上記の①本質的合致の場合とは異なっている。

ただし、自身の本来的な（「もともと」）経験的世界の意味・価値が、LC 論を通じて確認・強化されるという意味では共通性をもつことになろう。

## (2) 変化への期待

以上のように、回答者の本来（「もともと」）の経験的世界を是認する形で LC 論への動機づけが説明される第1のパターンとは異なり、回答者に、（仕事上の）問題的状况が存在し、それを解消・改善する——「変化」させる——ために LC 論が適格的リソースであることを強調する形式の語りがある。11 ケースのうち、8 ケースにこの語りの特徴が見られた（ただし、#B3 と #S3 の2 ケースは、第1のパターンと重複）。具体的には、LC 論への動機づけが、①回答者の時間的布置に基づく一般的問題状況（法実務家／社会人として新人ゆえに生じる相談行為一般に対する不安）の「解消」手段として説明される場合と（#S2,#S3）、②回答者の個別経験に根差した具体的問題状況の「改善」手段として説明される場合（#B3,#B4,#S1,#S2,#S5,#S6,#S7）である。

### ①一般的問題状況の解消

まず始めに、相談を受けるという行為一般への漠然的な不安が、LC 論への動機づけとして説明されるケースをみてみよう。

#### 【#S2-2】

「最初怖いんですね、相談者が。私は怖かったです。一番最初に相談を受ける時も電話をとる時もー、何を言われるんだろうとか。でも、……〔法的〕知識はあるんですよ。勉強はしてきてるからー、あるんだけどー、試験問題だったらここに〔既に〕問題が用意されてると。〔でも、法律相談では〕何を言われるから分からない。そこの心構えの部分では凄く、私は拠り所としましたね、LC。」

## 【#S3-2】

「〔司法書士試験に合格して〕これから初めて相談〔を〕受けるということに不安があって、その〔新人〕研修会でとても〔LCが〕勉強になったのですよねー、福岡のLC推進委員会だったかな、そこに参加させてもらうことにして……」

いずれのケースも相談行為が「初めて」であるという時間的布置（「最初に相談を受ける」、「これから初めて相談〔を〕受ける」）の明示がみられる。換言すれば、彼らが（法実務家として）「新人」であることが、LC論に至る動機づけとして示唆されていることが分かる。実際、#S2のケースの回答者は、インタビュー中の別の箇所で、「私は学生からそのまま働かずに〔司法書士に〕なったので、人と喋るのが怖かったりするんで、〔LC論を〕勉強しときたいとは思ったんですけど、もう当たり前と話せる人にとっては〔LC論は〕必要のない事だったり。あとは……補助者をされてる方だったら、もう相談のやり方をずーっと見てきてあるので、〔LC論を勉強せず〕もう自分でやられたり。」と述べており、自身の法実務家（あるいは社会人）としての経験不足が、LC論に至る背景要因となったことを指摘している（逆にいえば、新人でなければ、LC論へと動機づけられなかった可能性が暗示されている）。

とするならば、かかる動機づけには、回答者が法実務家になる以前に相談に関連する訓練等を（一切）受けてないという「状況」が投影されており、回答者は、LC論を通じてこの不足状況を事後的に解消し、結果的に、相談行為への不安を解消しようとしているものと思われる。限定的データのため即断はできないが、このとき、LCは相談経験を提供する「場」として観念されているといえよう。

## ②具体的問題状況の改善

一方、回答者が自身の経験に即したより具体的な問題的諸状況を例示しつつ、そうした状況の変化（「これから～〔し〕たい」、「もっと～〔だ〕といいなー」、「～い

い方にいかないか」に至る具体的リソースとしてLCが説明される場合がある。かかる問題的状況については、(a) 個人内在的な問題として示される場合と、(b) 業務内在的な問題として示される場合とに区別される。順にみていこう。

#### (a) 個人内在的な問題状況からの変化

回答者が自身に起因する否定的事態から肯定的事態への変化を期待し、LC論をその変化のリソースとする語りには、例えば次のようなケースがある。

##### 【#S2-3】

「〔自分は〕もともと口下手というか。〔LCを勉強して〕何を伝えたらいいかだとか、もっと分かるといいなーという気持ちをもったので……」

##### 【#S1-1】

「……もともと、その〔司法書士試験の〕受験時代のときに、……〔受験予備校で〕司法試験とか何か勉強される方々と……ゼミ〔を〕組んで話合ったりとかすることとかあるんですけど、そこで、そのやっぱ友達とかと話す時に、法律解釈とか違ったりするときに、なんか若干感情的になったりとか……っていうところとかが〔自分に〕あったんで、コミュニケーションが、自分下手なのかなーと思ったところがあったんですね。……もともとー、まっ、〔父親の司法書士〕事務所とかでも相談だとか受けたりとかしてたんですけどー、あのーやっぱりこれから……〔相談者が、自分に〕頼めば大丈夫っていうような信頼関係が生まれるような相談を受けるには、どうしたらいいのかなーっていうのが凄くあったんですよー。っていうのがやっぱ、お客さんとか〔の〕話〔を〕聞いててー、なんかやっぱり〔お客さんから〕不満とかなんかを言われる事が結構あったんでー、だからーそういった相談、技術っていうたらいけないんでしょうけどー、そういったことで、どういう風なスタンスで相談を受けたら……安心して何か相談を受けれることができるのかなーっていうのが物凄く興味があったんですね。」

## 【#S6-1】

「確かにその相談技術とかも全くないしー、私もこう、お客さんと話してて緊張もするし、あのー、ドギマギすることも多々あったりとかしたので、あーちょっと〔LC論を〕勉強してみようと思って。……〔初めて相談を受けた時に〕やっぱり会話の始め方とかー、アイスブレイク〔とか〕そこらへんがもう全然ダメだったなーって。……もう、自分は多分絶対このまま自己流が進むとー、多分まあ2度と、〔相談者の方が〕またあの先生〔私〕に頼ろう、とかならないんじゃないかなーって考えて、これはもう技術を磨きたいと思って……」

いずれの語りも、回答者に内在する問題が示され（「もともと」、「私もこう」）、それらが「否定的に評価される事態」であるという認識が呈示されている（「口下手」、「コミュニケーション下手」、「〔クライアントから〕不満……を言われる」、「緊張もする」、「ドギマギする」、「会話の始め方とか……全然駄目」、「〔相談者がまた〕頼ろうとか、ならない」）。そして、それら否定的事態を反転させた形で、「肯定的に評価すべき事態」が述べられ（「何を伝えたらいいか……分かる」、「信頼関係が生まれるような相談」、「満足を受ける相談」、「またあの先生〔私〕に頼ろう、とかな〔る〕」）、LCは、かかる否定的事態から肯定的事態への「変化」を担うものとして期待されている。すなわち、これらのケースにおいて、LC論は、この変化を促進するためのより具体的な「手段」（技術、スタンス）として思念されると考えられる。

## (b) 業務内在的な問題状況からの変化

以上のように、改善さるべき問題状況の原因を「回答者自身」に帰属させたうえで、かかる問題状況からの脱却をLC論に期待する、というよりは、回答者が「業務の性質」に関する自身の認識を基礎にLC論に積極的価値を見出し、LCを媒介してよりよい状況への変化を期待するパターンの語りが存在する。

## 【#S5-1】

「……ほんとに相談というのが、日々一番基本的な業務であるしー、……その〔相談者の〕方が求めているもの、ニーズは何かってというのが、十分に聴きとれないとですね。……なので、そこの相談の部分というのは本当に大事なところだなーと思いましたので……、LC研究会を〔立ち上げました〕。」

## 【#S7-1】

「〔LC研究会の〕活動の内容を聴いたら、相談に関する、いろんな技術・技法の研究とか、そういったことをやりますということでしたんでー、……この仕事はやっぱり、人と話すのがメインになるなーということちょっと感じてましたんで、〔LCは仕事に〕役立つかなーということで、〔LC〕研究会に入会しました。別にこう……普通に話すのは別に苦手意識というのはなかったんですけども、でも普通に話すのと仕事で話すのは、相談者と話すのはベツモンだなーということが、まっ、数か月の実務経験で分かりましたのでー、〔LCは〕必要なものだなーと思って、〔LC研究会に〕入会しました。……まあ、弁護士さんと比較はできませんけれどもー、司法書士はわりと、町の法律家ということを、よくキャッチ、ふれこみというか、謳い文句とかしてましたんでー、この技法、そういったことを研究してー、相談技術があがればー、より依頼者の方も身近に感じて来て頂けるのではないかと。まっ、広告とか出すよりも、クチコミでー広がった方がー、いいのではないかと、という考えもあってですねー。」

## 【#B3-2】

「昔から人から相談されることが多くて。それは法律とかに関係なく……〔相談をうけて、相手から〕「話を聞いてもらって気持ちが楽になった」と言われたときに、それって仕事とかでも使えたら面白いんじゃないか、というのはありました。だから漠然と、〔LCを〕スキルとして身につけられたら役立つんじゃないかなというのがあって。〔ロースクールに入学する前に〕サラリーマン〔銀行員〕をやっているとき

にも……最低〔お客の〕心をつかまないとなかなか自分の主張を〔受け〕いれてもらえないところがあって、とくに運用商品とか売ったこともあったんですけど、それって本当に自分のことを信用してくれないと、やっぱり「怪しい商品でしょう？」という話になっちゃうんですね。……そうなったときに、じゃあ話のもっていき方からしてどうすればいいんだろうというときに、社内の研修でも……結局のところ、「相手の問題点とか悩みをどうやって聞くんだ？」みたいな話がまず最初にあって、そのなかで「とりあえず最初は相手の共感から始めて別の切り口をその人に提示してみましょう」とか、あとは「相手の不安を取り除くという方策を、無理に自分の主張を押しつけることなくやっていく」みたいな……そういうトレーニングが結構あって。……僕のやっていた仕事は、それ〔運用商品の販売〕プラス遺言の仕事もあったので、遺言で自分の財産を開示するようになってくると、もっとそれ以上に信頼関係がないと駄目になってきて。そういうのも含めて、ロースクールに行ったときも、「将来的に法律の問題になってくると、そういう〔カウンセリングの〕体系的なものを知ったほうがいいな」というの〔がありました〕。……〔LC論の〕受講のきっかけとしては、そんな感じでした。」

#### 【#B4-1】

「……〔ロースクールに入る前に、医師として病院に4年間勤務していたんですが、〕その頃ちょうど医療バッシングとか、医療訴訟が凄いな時期だったので、……もうほんとに技術も知識も人柄も尊敬できる先生が、医療過誤訴訟とかされて、訴えられてしまっていて、その裁判にかけられる時間ももったいないというか……他の診療を待ってる患者さんたちがいるのに、そういったものがどうにかいい方にかかないか、ということで法律の方を勉強してみようか、と思って〔ロースクールに入りました〕。……法律未修者用の講義……の中で、あの、ADR〔やLC〕みたいな説明があって、それで、……医療を題材にして……そういうこと〔ADRやLCを〕されてる先生もいるんだ、まさにこれだ、と思って。」



ここでは、一貫して、彼女／彼らの「業務・仕事」に対する基本的認識が示されており（「相談というのが……一番基本的な業務」、「この仕事は……人と話すのがメイン」、「司法書士は……町の法律家」、「最低〔お客の〕心をつかまないとなかなか自分の主張を〔受け〕いれてもらえない……信頼関係がないと駄目……将来的に法律の問題になってくると」、「〔優秀な医師が〕裁判にかかる時間もったいない」）、これらの認識を背景として、現在から将来にわたる問題が設定されている（「ニーズは何かというのが、十分に聴きとれ〔る〕」、「依頼者の方も身近に感じて来て頂ける」、「クチコミで一広がる」、「信頼関係」、「医療現場が」どうにかいい方にかないか）。そして、この業務上の問題をよりよく達成するためにLC論へと動機づけられている様相が伺われる（「役立つ」、「必要なもの」、「知った方がいい」、「まさにこれだ」）。

これらのケースは、解消・改善さるべき問題の源泉を回答者自身に求めるのではなく、法実務及び関連する実務の業務的性質・状況に求める点で（a）のケースと異なるが、LC論を、当該問題を改善するための具体的「手段」として認識している点で、いずれも同一地平に立つものといえよう。

## 2 再解釈者の経験的世界としての動機づけ

以上の分析から、LC論への動機づけには概ね、(1) LC論と再解釈者らの志向の本来的合致、および(2) 個別的・一般的問題状況の解消と改善（変化）の場ないし手段としての期待という、二つの類型が存在することが明らかとなった。限定的データのため確定的判断はできないが、重要なのはいずれのケースも、かかる動機づけが彼女／彼らの経験的世界（価値観・個別的状況・一般的状況）と密接に関連して語られる、という経験的事実である。とすれば、LC論は、単に理論物（知識・情報）として理論の名宛人（法実務家）に提供され一枚岩的にインプットされるのではなく、彼女／彼らの「動機づけ＝経験的世界」を背景に解釈され実践される、との仮設的視点が得られることになろう。

この点をより明らかにするために、次章では、彼女／彼らが「LCの定義」

についていかなる説明を与えたか、それら再定義がLCの動機づけといかなる連関関係にあるのかについて具体的にみていきたい。

## Ⅳ リーガル・カウンセリング論の再解釈

### 1 リーガル・カウンセリングの再定義

まずは、LCの再定義（再解釈者＝法実務家による定義説明）について簡単に確認しておこう。LCの再定義は——動機づけの場合と同様、データ（説明実践）の「形式的特徴」に着目したとき——概ね次の2つの類型に整理できる。第1は、LCがあるモノ（思念）として存在的に定義される場合であり（「～という話」、「～なこと」、「～法律面談」、「～イメージ」等）、第2は、LCがある目的を達成するための手段として定義される場合である（「～ためのスキル」、「～ためのもの」、「〔～ために〕 欠かせないもの」等）。本稿では便宜的に前者を「存在型」、後者を「目的手段型」と呼ぶことにする。

#### (1) 存在型

11 ケース中、この類型に当てはまるものが、6 ケースあった（#B2,#B4,#B5,#S2,#S3,#S4）。

##### 【#B2-2】

「もともとその一、〔紛争〕当事者が苦境にあるということ、あの一苦しい状況にあるというところで相談にきている、と。で、えー、一応専門家と一般の人っていう力関係も一あるので……エンパワーメントの部分は大事にしなきゃいかんよ、という、……〔専門家が〕当事者を支えていくっていう、姿勢を持ちましょうね、という話かな、と思ってますけどね。」

##### 【#S2-4】

「法律家の、コミュニケーション力。……私はどちらかというと、カウンセリングの

Cよりも、コミュニケーションのC、そっちの方で捉えてる方が大きくなって……」

【#S3-3】

「あの一、〔相談者の話に〕耳を傾けるというか、その一所懸命話を聴く、まず聴いてあげることかな、と。」

【#B4-2】

「法律論だけに、留まらずに、その一……、法律問題だけじゃなく、その背景事情ですとか、その一、クライアントの真の狙い、真の気持ちといえますか、そういったのも含めて、法律面談をする、みたいな。」

【#B5-2】

「〔法律家と相談者が〕会話をしていく中で、信頼関係って普通っぽい言葉でちょっと嫌なんですけれど、何かこう一定の関係性を作って、……よりよい可能性を探るための情報をいっぱい取り出して、よりよい可能性を発見というか、一緒に生み出していくみたいな感じ、イメージですかね。」

【#S4-2】

「〔相談者の〕お話を聴いたり一、〔相談者の〕心の中のこと、であるとこまあニーズとかですね、どういう風になりたいとか希望を聴けること、……〔法律家と相談者が〕よりよい時間を共有するものかな一。」

以上のケースでは、再定義の実体的内容（あるいは重点の置き方）に差こそあれ、いずれも当該定義について、LCが「何であるか」ということを説明する語りとして構成されている。この形式の語りについては、主に次の2つの志向パターンが看取される。第1は、「当事者を支えていく……姿勢をもち（#B2）」、「法律家の、コミュニケーション力（#S2）」、「聴いてあげるこ

と (#S3)], 「情報をいっぱい取り出して (#B5)], 「希望を聴けること (#S4)」（傍点は筆者）のように、①法実務家側の「姿勢・技法」としてLCを志向するものであり（「技法志向」)<sup>14)</sup>、第2は、「法律問題だけじゃなく、……クライアントの真の狙い……も含めて、法律面談 (#B4)], 「よりよい可能性を……一緒に生み出していく (#B5)], 「よりよい時間を共有する (#S4)」（傍点は筆者）というように、②理想的・よりよい「場面」としてLCを志向するものである（「場面志向」）。後者の「場面志向」は更に、「全体性」を重視する類型と（「だけじゃなく……も含めて (#B4)」、 「協働性」を重視する類型に細分される（「一緒に (#B5)」、 「共有 (#S4)」）。

限定的データではあるが以上から、LCが存在的に定義される場合、その存在（「何であるか」）に関する法実務家の諸認識は「LCについて何を基点として解釈するか（「技法」か「場面」か）」という志向のバリエーションによって特徴づけられることが明らかであろう。

## (2) 目的手段型

他方で、LCの定義を、上記のように「何であるか」としてではなく、「何のためにあるか」という「目的手段」的な意味世界の中に位置づけ、説明する語りが存在する。11ケース中、この類型に当てはまるものは、7ケースあった (#B3, #S1, #S2, #S3, #S5, #S6, #S7。うち、#S2と#S3は、(1)存在型と重複)。

(14) 通常、「技法」志向と「目的手段」志向は、理念・規範志向との対比において同一の категорияに分類される傾向がある。しかしながら本稿では、当事者の語りにみられる形式的特徴の観点からこの2つを明確に区別する。すなわち、本稿は、回答者がLCの定義を語る際の形式的特徴としてまず、「存在型（～なもの）」と「目的手段型（～のためのもの）」を区別する。そして、かかる存在型（上位カテゴリー）の類型のうちに「技法志向」と後に述べる「場面志向」の区別があると考え（下位カテゴリー）。したがって、本稿では、技法志向と目的手段志向（目的手段型）は異なる次元に存するものとして把握されることになる。

【#B3-3】

「結局、依頼者から本音を聞き出すための技法というのが一つはあるのかなと思うんですね。本当の話を開ける技法というのが一つあるなと思うのと、あとはやっぱり信頼感。自分を信頼してくれるかどうか、それは多分本音を出してくれるのと裏腹の問題だと思うんですけども、自分を信頼してくれるための手段がもう一つあるなと思うのと、もう一つ言われれば和解というところだと思うんですけども、話をまとめるための、とくに自分の依頼者でなくて敵対する相手方とまとめるというか、納得感を出せるためのスキルなのかなとも思うんですね。」

【#S2-5】

「どうしたら……〔相談者と〕信頼関係を築けるかというかー、どうしたら気持ちよく帰ってもらえるかとかー、……ですね。」

【#S1-2】

「要はその、……依頼者との間で、その〔信頼〕関係、その関係を作るための、まあその、一つのツールといたらいけないんですけど、そういう風なことなのかな、と思いますけど。……あとはもう、私個人的には、LCっていうのは、そのクライアントの方に満足してもらえるためのものかな、と思います。そっかな、満足して貰えるための、なんか手段っていうか、……〔それと〕その方の背景にある悩みを知るためのもの、でしょうか。……LCを行うことによって……問題を一あのーよりよく解決に向かわせるためのものなのかなーって思いますけど。」

【#S6-2】

「自分が満足するんじゃなくて、あくまで依頼者が満足するような、例えば、思い通りの自分〔依頼者〕が望んでたような結果がー、結果にならなくても、まっ話せてよかったとか、そういう風に思ってもらうためのー、……ですかね。」

【#S3-4】

「最終的に、目標は、〔相談者の〕自立。……〔その〕ために、解決、道筋を探  
すための、ものなのかなーと。」

【#S5-2】

「もうやはりその、……〔相談者の方は〕やっぱり何らかの問題をもってこられる  
わけなので、その解決に向けてのですね、……〔解決に向かっていく〕中で、やっ  
ぱりコミュニケーションしていかないといけないわけなので、その中でそれをして  
くうえで、もう欠かせないもの、という感じですね。その〔問題〕解決を目指すに  
あたってほんと、かつ、欠かせないものという気がします。」

【#S7-2】

「あの、まず……技術ですと。で、技術である以上は、確立されとるものであつ  
て、誰でもあの一、身に着けようと思えば身に着けられて、で、使えるもの  
であると。……やっぱり、これまでずっと個人の経験に頼ってた部分が多いと、多かつ  
たと。……経験がものをいうんだったら、〔司法書士〕登録10年たつとる人には〔新  
人は〕いつまでも追いつかんと。だから……相談を、技術として捉える方法があり  
ますと。で、それ〔LC〕によって相談技術というのが、相談能力というのが、あ  
がりますと。」

これらのケースでは、LC論が、回答者の措定するある目的に向けて利用  
される手段であることが感知可能な仕方で示されている（「～のため  
（#B3,#S1,#S3,#S6）」、「〔LC〕によって～（#S1,#S7）」、「～ための手段（#B3）」、「～た  
めの……一つのツール（#S1）」、「～ためのスキル（#B3）」等）。さらに、かかる目  
的は、当該目的内容の主体に着目したとき、①「法実務家（回答者）」を志  
向するもの（「依頼者から本音を聞き出す（#S3）」、「背景にある悩みを知る（#S1）」、「〔信  
頼〕関係を築ける（#S2）」、「納得感を出〔す〕（#B3）」、「相談技術・相談能力をあげる（#S7）」、

②「相談者」を志向するもの（「気持ちよく帰ってもらえる（#S2）」、「満足してもらえる（#S1）」、「自立（#S3）」）、③「問題」を志向するもの（「問題を……よりよく解決に向かわせる（#S1）」、「[問題] 解決に向けて（#S5）」）の3つに概ね整理できる。これらの区別は、語られた定義内容如何に関わらず、回答者がいかなる視点からLC論を捉えているかを示す点で、重要なカテゴリーを形成しているといえよう。

## 2 再解釈者の動機づけと定義の連関的構造

以上の分析をもとに、再解釈者の動機づけと再定義における語りの形式的及び実質的特徴に焦点をあて整理したのが【表3】である〔217頁〕。

さて、これらのデータは、本稿で提示した仮設的視点、すなわち、LC論は単に理論物（知識・情報）として理論の名宛人（法実務家）に提供され一枚岩的にインプットされるのではなく、彼女／彼らの「動機づけ＝経験的世界」を背景に選択・解釈され実践される、との仮説的見解に対しいかなる示唆を与えるであろうか。また、一步進んで、LC論の行為レベルでの動態分析に向けていかなる視点を提供するであろうか。以下、諸論点ごとに整理・分析していこう。

まず第1に問題となるのは、再定義にかかるLCの意味・実体的内容である。我々のケースでは、LC論の構成要素・意味内容として、「相談者のニーズ・背景事情への応答（4）」、「相談者の納得・満足（4）」、「よりよい選択肢の開発／問題解決（4）」、「信頼関係構築（3）」、「当事者支援・自立（2）」、「法律家と相談者の協働（2）」、「コミュニケーション力・相談能力（2）」といった諸項目が挙げられていた（括弧内の数字は、当該項目にあてはまるケースの総数）。しかし、これらを再解釈者によるLC論の理論的特徴（の一部）の説明として捉えるよりは、彼女／彼らの動機づけ（価値観・問題的状況）にかかる反映として捉える方がより適切であると思われる。というのも、データは限定的ながら、多くのケースにおいて動機づけの実体的内容と再定義のそ

れとが相互に重なり合う意味合いをもつからである（とりわけ、#B3、#B5、#S1、#S2、#S3、#S6、#S7のケースは、その傾向が顕著である）。例えば、#S1では、「動機づけ／再定義」が「相談者からの不満／相談者の満足」として、#S2では「相談経験不足・口下手／コミュニケーション力」として、#S3では「話を聴きたい気持ち／聴くこと」として記述されている。かかる記述の対照構造を踏まえるならば、LC論の再定義が、回答者の価値観・諸状況（動機づけ）とそれぞれ密接な意味的連関をもつことは容易に理解されうであろう。ここから、LC論の再解釈実践についての実体的分析は、それへの動機づけ（価値観、諸状況）についての分析と一体的になされてはじめて十全に理解されるとの方法論的指針が得られることになる。

第2に、LC論の解釈態様が問題となる。限定的ながら、我々のデータによれば、動機づけと定義の語りの形式には強い相関関係がみられる。すなわち、「本来的合致（実質）」を動機としてもつケースは、1ケース（#B4）を除いていずれも「存在型」の定義形式を構成するのに対し、逆に「変化への期待」を動機としてもつケースは全て「目的手段型」の定義形式を構成しているのである。これは、実体的内容として同一の（再）定義をとる場合であっても、動機づけのパターン（や他の諸要因）によって、LC論が存在的側面として（＝理念的側面として）機能するか、手段的側面として機能するかに区分される可能性を示している。とりわけ後者の場合、外形的にはLC論が志向されているものの、現実にはLC論を遵守すべき理論として尊重する態度が法実務家（回答者）の間に存するわけではなく、「相談経験の存否」、「相談者からの不満の多寡」といった状況的要因によってLC論が放棄されるモメントが存在することになる。したがって、今後、LC論主導の法実践を行為レベルで分析していくうえでは、外見上、同一の行為実践——例えばある技法（「リフレーミング」等）のカテゴリー——として整理・分析可能であるとしても<sup>(15)</sup>、いったん説明実践の分析と照らし合わせたうえで、LC論主導の形態を存在的側面

(15) こうした法律相談過程におけるカテゴリー分析は、原田(2009)に詳しい。



と手段的側面とに分離し解析する必要があると言えよう。

なお、データの制約上、やはりここでも確定的判断はできないが、動機づけの類型が「本来的合致(実質)」に該当する4ケースのうち(#B2,#B5,#S3,#S4)、かかる合致の実体的内容について比較的「活動」基底的な発想をベースとする2ケース(「法律でこうパッサリ決める(#B2-1)」、「人の為になる活動(#S3-1)」(傍点は筆者))が「技法志向(存在型)」の再定義を、より「意識」基底的な2ケース(心・言葉への関心(#S4-1)、対立型への抵抗等(#B5-1))が「技法志向」と「場面志向」を併有する存在型の再定義を示している点は、興味深い。データの限定性から、動機づけ(活動/意識)と再定義(技法/場面)の志向連関を規定する要因分析は今後の検討課題とせざるを得ないが、いずれにせよ、今後、LC論主導の法実践を分析するうえで、かかる志向の多元性と複合性を考慮に入れ検証する必要性がここでは示されていると言えよう。

第3に、上記の点と関連して、LC論の浸透態様もまた問題となる。我々のデータでは、LCの定義について目的手段型をとるケース・全7ケースのうち、「スキル」「技術」的側面を特に強調するケースが2ケースあった(#B3-3, #S7-2)。注目すべきは、そのいずれもが、LCの再定義(目的手段型)における目的内容を「法実務家」の視点から措定し、更に動機づけにおいて「問題改善—業務内在型」の形式をとる点である。具体的には、ケース#B3の場合には、「法実務家が自身の指示や助言を相談者に納得させる必要がある」という業務上の場面理解(問題理解)を背景に、法律家側の指示・助言の受容に向けて相談者を操作・管理する「スキル」としてLCが把捉されており<sup>(16)</sup>、ケース#S7の場合には、「クチコミによる宣伝」といったビジネスの問題理解を背景に、相談者に身近に感じてもらうための「技術」としてLCが把捉され

(16) この点は、本ケースの回答者が、インタビュー中の別の箇所(RQ3のうち、「LCに関する具体的実践例」に関わる語り)において、「最終的に信頼関係をつくっていけば、もしかしたら〔相談者が〕自分の意見も聞いてくれるんじゃないかと思ったので、一応それ〔共感〕を試してみようとは思って。」(傍点は筆者)と述べていることから明らかである。

ている。一定の読み込みを交えつつ解釈すれば、ここでは、LC論が法実務家の業務認識如何によってときに法律家の権力（専門性）と威信ないしビジネス性を維持・強化するために援用される、との仮説構築の可能性が示されている。

以上の事実は、法専門家役割論の観点から次のように換言できるかもしれない。LC論は本来、専門性と自律性を基盤とする「プロフェッション・モデル」および競争原理を導入する「ビジネス・モデル」の限界を克服する形で「関係志向モデル」の下に提唱された<sup>17)</sup>。しかし、現実には、批判の対象であったはずの「プロフェッション・モデル」および「ビジネス・モデル」の特徴を支持・強化するためにLCが手段的に利用されるというパラドキシカルな事態を帰結している。LCの理論とその浸透態様は直接的連関をもたず、法実務家の業務認識を媒介して逆説的關係を形成する、というわけである。

本研究のデータはさらに、このようなLC論の逆説的浸透が、媒介項たる法実務家の業務認識を規定する（と推測される）現代の社会構造——例えば、「相談者を納得させる必要性」の反転としての「相談者からの不満・苦情の増大」、あるいは「宣伝の必要性」を生じせしめる要因としての「弁護士・司法書士の市場競争の激化」といった現代社会の構造——のもとに生起するパターンであるとの仮説をも示唆する。すなわち、上記2ケースのように、改善が期待される現存の問題を個人に起因させるのではなく業務内在的に語るという語りの形式的特徴は、LC論の動態が回答者の業務認識＝現代の社会的・法制度的構造のもとでよりよく・十全に理解されうるとの方法論的指針を提供している可能性があるのである。ここから、LC論の動態についてより緻密な研究を展開していくためには、理論の名宛人たる法実務家の業務認識と法的サービスをめぐる社会的・制度的な要素の分析およびその相互影響関係を解明する必要があるとの暫定的結論が導かれることになる。

(17) 和田(1991:91-92)、特に注(4)を参照。本稿で言及した法専門家役割論の3つのモデルについては、濱野(2002)、和田(2004)が参考になる。

【表3 動機と定義の連関構造】

ケース	動機づけ		再定義	
	語りの形式	実体的内容	語りの形式	実体的内容
#B2	本来的合致（実質）	法律判断型への違和感	存在 （技法）	当事者支援
	本来的合致（形式）	具体論的		
#B3	本来的合致（形式）	アメリカ的	目的手段 （法実務家）	相談者の本音を聞き出す／信頼感・納得感を出す
	変化への期待 （改善—業務内在型）	信頼関係構築スキルの 仕事上の有用性		
#B4	変化への期待 （改善—業務内在型）	医療過誤訴訟過多	存在 （場面）	法律問題に加え、相談者の背景事情・真の狙い・気持ちを重視
#B5	本来的合致（実質）	対立型への抵抗／ 非主人公的・援助感覚	存在 （技法） （場面）	関係性構築／情報収集 法律家と相談者がよりよい可能性を協働開発
#S1	変化への期待 （改善—個人内在型）	コミュニケーション下手／ 相談者からの不満	目的手段 （法実務家）  （相談者） （問題）	信頼関係の構築／相談者の背景にある悩みを知る 相談者の満足 よりよい問題解決
#S2	本来的合致（形式）	実践論的	存在 （技法）	法律家のコミュニケーション力
	変化への期待 （解消）	相談への恐怖 （経験不足）	目的手段 （法実務家） （相談者）	信頼関係の構築 相談者の満足
	変化への期待 （改善—個人内在型）	口下手		
#S3	本来的合致（実質）	社会人経験上、 人の為になる活動 話を聴きたい気持ち	存在 （技法）	傾聴
	変化への期待 （解消）	相談への不安 （経験不足）	目的手段 （相談者） （紛争）	自立 解決・道筋を探す
#S4	本来的合致（実質）	心・言葉への関心	存在 （技法）  （場面）	相談者の心の中・ニーズを聴く 法律家と相談者のよりよい時間の共有
#S5	変化への期待 （改善—業務内在型）	相談の基本業務性 （ニーズの聴き取り）	目的手段 （問題）	問題解決
#S6	変化への期待 （改善—個人内在型）	相談技術なし（緊張）／ 再依頼されない危機	目的手段 （相談者）	相談者の満足
#S7	変化への期待 （改善—業務内在型）	話すことの基本業務性／ 町の法律家（相談者が身近に感じる） ／クチコミによる宣伝	目的手段 （法実務家）	相談技術・相談能力の向上

## V 結語——リーガル・カウンセリング論の動態分析に向けて——

本論文は、LC論の動態分析に向けた準備的視点を得ることを目的に、法実務家によるLC論への動機づけとLCの再定義及びその相互関係に関する分析・考察を進めてきた。本稿で得られた具体的知見（LC論への動機づけ・再定義の諸類型およびその相関関係、LC論の存在的機能と手段的機能、LC論の逆説的浸透形態など）は、データの制約上、暫定的なものに留まる。他方で、以上の分析から、LC論（広くは、法社会学理論）の動態について新たな研究を展開していく際に、次のような諸点に注意すべきことがわかる。

第1に、繰り返しになるが、LC論の再解釈の様相は、理論の名宛人たる法実務家らの価値・諸状況（動機づけ）・法制度的構造の中に位置づけられて初めて理解可能な様相である。そうである以上、LC論にいかなる解釈実践が付与されるかは、LC論の動態分析にとって2次的意義しかもたず、第1次的には、LC論を志向する法実務家らの価値観・諸状況、社会的・制度的構造を／との連関において分析される必要がある。

第2に、LC論は、理論の名宛人たる法実務家の多様な志向の下で、様々な（法的）効果のバリエーションを形成している可能性がある。そのような諸効果の理解は、当該効果を単体として実証分析するのではなく、動機づけや定義（説明実践）との関連性において理解することで、より緻密な検証が可能になるといえる。

第3に、上記研究を展開していくうえでは、語りの内容のみならず語りの形式にも着目する必要がある。本稿はこの語りの形式に着目することで、「本質的合致／変化への期待（動機づけ）」、「存在／目的手段（定義）」といった対照的類型（上位カテゴリー）のうちに細分化されるいくつかの再解釈パターン（下位カテゴリー）を析出した。この語りの形式は、法実務家が、LC論について何を志向するかではなく、いかに志向するかを明らかにするという側面をもつ。

LC 論（広くは、法社会学理論）の動態はこれら諸点を踏まえることで、より十全に解析できるといえよう。

〔附記〕本論文は、2011-2012 年度科学研究費補助金研究活動スタート支援「法律相談過程における心的概念の意義と機能：臨床心理学的法実践の法社会学」（研究代表者：山田恵子，課題番号 23830100）による研究成果の一部である。

### 【参考文献】

- 阿部昌樹（2010）「コモンズのルール」法社会学 73 号 229-245 頁。
- 檜村志郎（2013）「労働紛争の社会学的構造—問題定義の記述形式を通じて」菅野和夫＝仁田道夫＝佐藤岩夫＝水町勇一郎編『労働審判制度の利用者調査—実証分析と提言』有斐閣，154-172 頁。
- Garfinkel, Harold (1991) *Studies in Ethnomethodology*, Polity.
- 木下麻奈子（2000）「媒介者としての弁護士」香川法学 20 卷 1=2 号 166-143 頁。
- 木下麻奈子（2002）「弁護士と依頼者間のコミュニケーション構造」判例タイムズ 1011 号 25-31 頁。
- 久保秀雄（2009）「司法政策と社会調査—ADR 運動の歴史的展開をめぐって」鈴木秀光他編『法の流通』慈学社，529-551 頁。
- Sarat, Austin & Susan Silbey (1988) “The Pull of the Policy Audience” 10-2/3 *Law & Society Review*.
- 菅原郁夫＝下山晴彦編（2007）『実践 法律相談—面接技法のエッセンス』東京大学出版会。
- 土屋明広（2010）「土地境界紛争 ADR における自律的／法的解決の実践的架橋：「境界問題解決センターふくおか」の試みから」法社会学 91 号 544-471 頁。
- 中村芳彦＝和田仁孝（2006）『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社。
- 仁木恒夫（2000）「訴訟当事者の訴訟外活動」立教法学 54 号 242 頁。
- 濱野亮（2002）「弁護士像はどう変わってきたか」和田仁孝＝太田勝造＝阿部昌樹編『交渉と紛争処理』日本評論社，248-273 頁。
- 原田杏子（2009）『専門職としての相談援助活動』東京大学出版会。
- Burk, Kenneth (1935) *Permanence and Change: An Anatomy of Purpose*, University of California Press.

- 前田泰樹・水川喜文・岡田光弘編 (2007) 『ワードマップ エスノメソドロジー—人々の実践から学ぶ—』新曜社.
- Macfarlane, Julie (2008) *The New Lawyer: How settlement is transforming the practice of Law*, UBC Press.
- 山口絢 (2012) 「自主交渉援助型調停に対する弁護士の意識—理念およびスキルを中心に—」東京大学大学院情報学環紀要情報学研究 82号 103-118頁.
- 山田恵子 (2009) 「リアリティとしての法と心理—法律相談を素材として—」神戸法学年報 37-132頁.
- 和田仁孝 (1991) 『民事紛争交渉過程論』信山社.
- (1996) 『法社会学の解体と再生—ポストモダンを超えて』弘文堂.
- (2004) 「弁護士役割の構造と転換」和田仁孝 = 佐藤彰一編 『弁護士活動を問い直す』商事法務, 1-15頁.
- Wexler, D.B. (n.d) “Therapeutic Jurisprudence: An Overview” (<http://www.law.arizona.edu/depts/upr-intj-o.html>) (2013年10月30日)